

## 閲 覧 資 料

売却区分番号：KAMO-302

入札日時：令和 8 年 6 月 23 日（火）13 時 00 分 から  
令和 8 年 6 月 30 日（火）13 時 00 分 まで

会 場：加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号 加茂市税務課（紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットサービス「KSI 官公庁オークション」にて実施する。）

### 【お問い合わせ先】

加茂市役所 税務課 収税係  
新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号  
電話 0256-52-0080（内線 123）

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します。

## 資料一覧

- ・ 物件目録
- ・ 公売公告兼見積価額公告
- ・ 公売公告別紙
- ・ 資料1 物件明細書
- ・ 資料2 所在図
- ・ 資料3 写真

物件目録

1	所 地 地 地	在 番 目 積	加茂市新町一丁目 3530番 宅地 271.07㎡
2	所 地 地 地	在 番 目 積	加茂市新町一丁目 3531番2 宅地 86.02㎡

(以下余白)

# 公売公告兼見積価額公告

税 第 210 号  
令和8年5月22日

新潟県加茂市長 藤 田 明 美



下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

## 記

公売財産の種類	不動産
公 売 財 産、 公 売 保 証 金	公売公告別紙のとおり（公売公告別紙に記載する売却区分番号ごとに公売する。）
公 売 方 法	期間入札
公 売 参 加 申 込 期 間 入 札 期 間 最 高 価 申 込 者 決 定 日 時	令和8年5月29日（金）午後1時から令和8年6月15日（月）午後11時まで
	令和8年6月23日（火）午後1時から令和8年6月30日（火）午後1時まで
	令和8年6月30日（火）午後2時
公 売 場 所	〒959-1392加茂市幸町2-3-5 加茂市税務課 （紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットサービス「KSI官公庁オークション」で実施）
売却決定日時	令和8年7月 3日（金）午後5時
売却決定場所	加茂市税務課
代金納付期限	令和8年7月21日（火）午後2時30分
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条の規定により、滞納者及び税務関係職員は直接・間接を問わず、入札に参加できません。 また、同法第108条の規定により、入札の参加を制限する場合があります。 加茂市暴力団排除条例第6条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者については、入札に参加することができません。
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団員に該当するか否か調査を行うため「陳述書」の提出が必要になります。なお、「陳述書」の提出がない者に係る入札は無効とします。</li> <li>2 公売保証金の提供を要する公売財産については、その提供後でなければ入札に参加できません。また、代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状及び委任者印鑑証明書を提出してください。</li> <li>3 当財産は、一部課税財産です。公売財産が建物の場合、見積価額には消費税相当額が含まれています。</li> <li>4 一度行った入札の変更又は取消しはできません。また、入札価額を訂正したものは無効として取扱います。</li> <li>5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却を決定します。なお、売却決定金額は入札価額となります。</li> <li>6 公売保証金の納付は、クレジットカード又は銀行振込となります。</li> <li>7 買受人は、加茂市が買受代金納付期限までに納付を確認できるよう、買受代金を銀行振込により納付（買受代金の納付に係る費用は、買受人が負担します。）してください。加茂市が買受代金納付を確認できない場合、公売保証金は返還されません。</li> <li>8 公売財産の取得時期は、売却決定があり、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の有姿により行います。</li> <li>9 売却決定の日までに、買受人が暴力団等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</li> <li>10 市は公売財産について契約不適合責任を負いません。また、市は公売財産引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き等に係る交渉、前所有者からの鍵の引渡しなどは、全て買受人自身で行ってください。</li> <li>11 公売財産が不動産の場合、土地の境界については、隣地所有者と協議してください。</li> <li>12 公売財産の下見会は実施しません。</li> <li>13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。</li> </ol>

### 配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。  
なお、債権現在額申立書の用紙は当市税務課に用意してあります。

## 公売公告別紙(公売財産及び公売保証金)

売却区分番号	KAMO-302	見積価額	¥ 2,137,000 円
		公売保証金	¥ 214,000 円
KAMO-302	<p>不動産の表示(不動産登記簿の表示による)</p> <p>1. 所 在 加茂市新町</p> <p style="padding-left: 20px;">地 番 3530番</p> <p style="padding-left: 20px;">地 目 宅地</p> <p style="padding-left: 20px;">地 積 271.07m<sup>2</sup></p> <p>2. 所 在 加茂市新町</p> <p style="padding-left: 20px;">地 番 3531番2</p> <p style="padding-left: 20px;">地 目 宅地</p> <p style="padding-left: 20px;">地 積 86.02m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: center;">(以下余白)</p>		



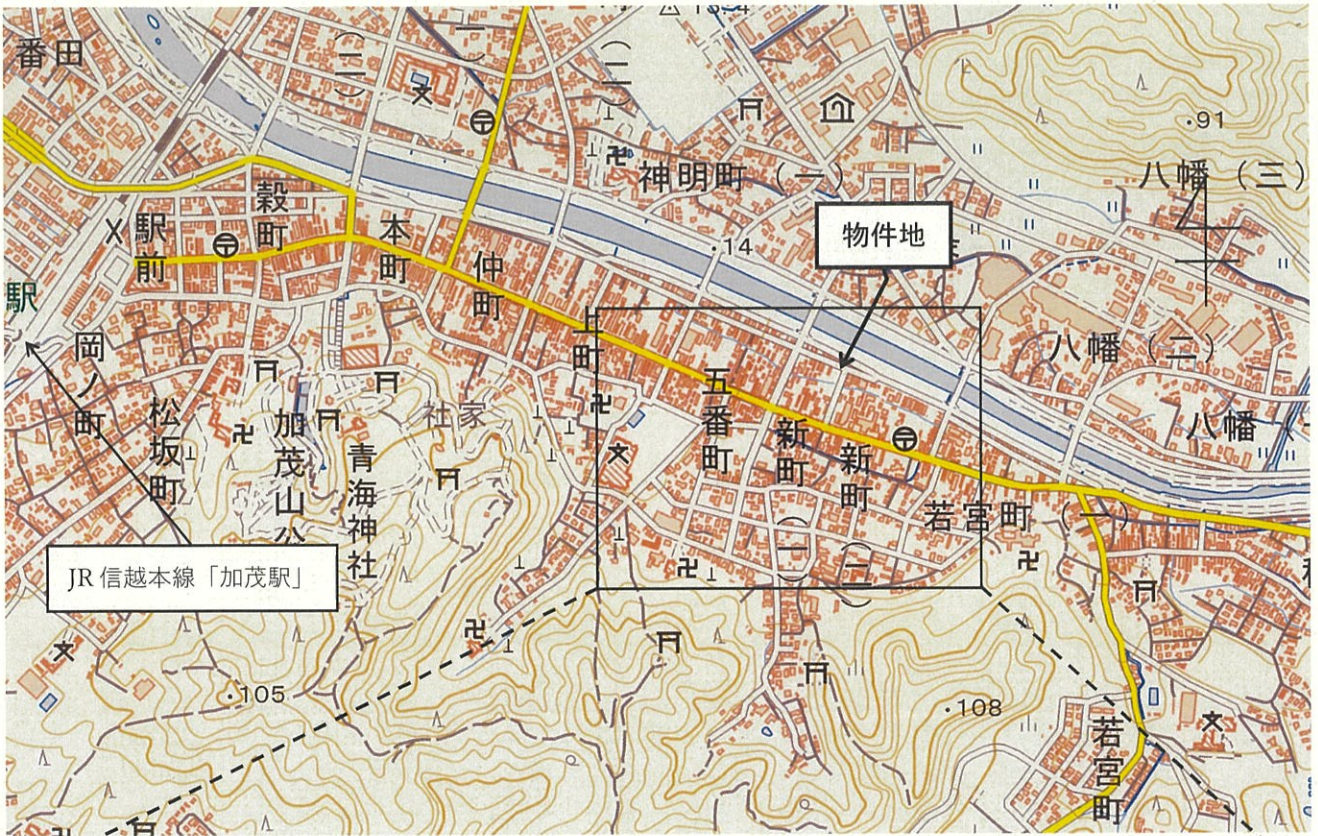
## 資料 1

物件明細書			
(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)			
売却区分番号	KAMO-302	見積価額	2,137,000 円
		公売保証金	214,000 円
財産の表示 (対象物件)	「物件目録」のとおり		
物件の位置	JR 信越本線「加茂」駅の東口から東へ約 1.2 km に位置する。徒歩約 12 分。車約 5 分。新町商店街の裏通りに位置する古くからの住宅地。		
公法上の規制	商業地域 (建蔽率 80% 以下、容積率 400%) 準防火地域		
供給処理施設	電 気：接続なし 上 水 道：前面道路配管あり 宅地内引込管：あり 公 共 下 水 道：接続なし 都 市 ガ ス：接続なし (東側道路に口径 50mm、北側道路に口径 100mm、西側道路に口径 50mm の本支管あり)		
土地の状況	接面道路との関係：三方向 (道路面とほぼ等高) 地 積：357.09 m <sup>2</sup> (不動産登記簿より) 間 口・奥 行：間口 約 10m 奥行 約 24m 形 状：不整形地 地 勢：平坦地		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該の土地には店舗兼住宅が建っていたが、令和 3 年 3 月 27 日に火災で焼失し、現状は更地である。地中に旧建物の基礎や火災残渣 (がれき等) が残置している可能性がある。</li> <li>2. かもんバス (市営バス) 五番町停留所まで約 230m、JR 加茂駅は約 1.2 km、小学校 (加茂南小学校) は約 500m、中学校 (若宮中学校) は約 750m の位置にある。商店街も近く、利便性が高い。</li> <li>3. 若干の草が茂っている。</li> <li>4. 現状、近隣の個人が土地の一部を駐車場に利用している。</li> <li>5. 宅地内に上水道の引込管はないが、前面道路に配管があり水道の引込は可能である。下水道も接続可能。</li> </ol>		
一括換価について	対象物件は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行う。		
留意事項	<p>入札にあたっては、以下の事項を全て承諾したものとみなします。後日、これらを理由とした苦情、売却決定の取消し、代金返還の請求には一切応じられません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 【契約不適合責任の免責】公売財産の種類、数量又は品質に関する不適合 (隠れたる瑕疵を含む) があっても、加茂市は一切契約不適合責任を負いません。現状有姿での引き渡しとなります。</li> <li>2. 【引渡義務の免責・占有者対応】加茂市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き交渉、現所有者からの鍵の引渡しなどは全て買受人自身の責任と費用で行ってください。</li> <li>3. 【土地の境界】土地の境界については、買受人自身で隣接地所有者と協議してください。</li> <li>4. 【専門調査の不実施】加茂市では、土壌汚染、アスベスト (石綿) 及び PCB 等の</li> </ol>		

	<p>有害物質、及び建物の構造耐力に関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>5. 【<b>抵当権抹</b>】登記簿には根抵当権が2件残っていますが、それぞれ令和5年11月10日と令和6年8月26日に残債額は0円であることを確認しています。抹消登記の手続きは買受人自身が関係者と協議のうえ、行ってください。</p>
売却区分番号	KAMO-302

# 資料 2

[所在図]

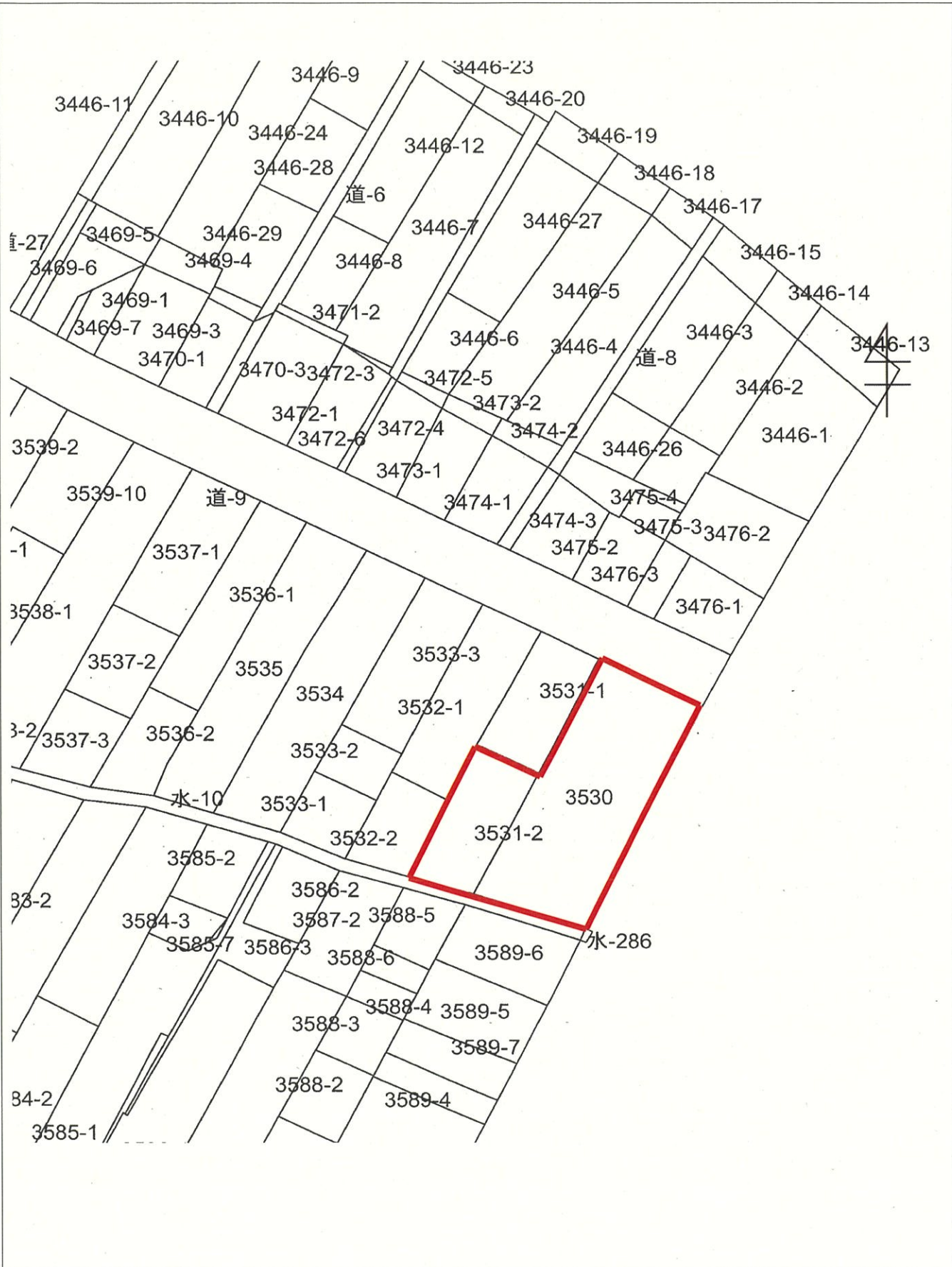


電子地形図（国土地理院）を加工して作成

売却区分番号

2

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します。



本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します。

資料 3



本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します。